

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 2 ソルベンシー・マージン比率について</p> </div> <p>1 - 2 - 1 } (略)</p> <p>1 - 2 - 2 }</p> <p>1 - 2 - 3 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>平成11年4月1日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、<u>又は平成12年2月4日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合</u></p> <p style="margin-left: 40px;">この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。</p> <p>平成11年4月1日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、<u>又は平成12年2月4日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合</u></p>	<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 2 ソルベンシー・マージン比率について</p> </div> <p>1 - 2 - 1 } (略)</p> <p>1 - 2 - 2 }</p> <p>1 - 2 - 3 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>平成11年4月1日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、平成12年2月4日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、<u>又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合</u></p> <p style="margin-left: 40px;">この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。</p> <p>平成11年4月1日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、平成12年2月4日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、<u>又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）</u></p>

なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

## (2) 損害保険会社

平成11年4月1日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、又は平成12年2月4日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合

この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。

平成11年4月1日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、又は平成12年2月4日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合

なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合

なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

## (2) 損害保険会社

平成11年4月1日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、平成12年2月4日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合

この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。

平成11年4月1日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、平成12年2月4日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合

なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

(注) (1)及び(2)について、「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックについても、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について行うものとする。

1 - 8 説明書類の作成・縦覧等について

1 - 8 - 1 }  
1 - 8 - 4 } (略)

(新設)

3 - 3 損害保険会社の経理処理

損害保険会社の適正な経理処理に当たって、留意すべき事項は次のとおり。

3 - 3 - 1 (略)

3 - 3 - 2 価格変動準備金の取崩し

(1) (略)

(2) 価格変動準備金の株式売買損失額及び株式売買利益額の計算には、次の額を含めるものとする。

価格変動準備金対象資産に係る証券取引法第2条第13項に規定する有価証券先

(注) (1)及び(2)について、「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックについても、保険会社にあっては、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について、銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の資本調達手段にあっては、平成13年3月31日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について行うものとする。

1 - 8 説明書類の作成・縦覧等について

1 - 8 - 1 }  
1 - 8 - 4 } (略)

1 - 8 - 5 説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項

保険会社が、説明書類に関して簡易な補助資料(パンフレット等)を作成する場合には、当該補助資料の内容について、一部の指標を取り出すこと等によって全体が優良であるかのように表示することのないよう配慮されたものとなっているか。

3 - 3 損害保険会社の経理処理

損害保険会社の適正な経理処理に当たって、留意すべき事項は次のとおり。

3 - 3 - 1 (略)

3 - 3 - 2 価格変動準備金の取崩し

(1) (略)

(2) 価格変動準備金の株式売買損失額及び株式売買利益額の計算には、次の額を含めるものとする。

価格変動準備金対象資産に係る証券取引法第2条第13項に規定する有価証券先

物取引、及び規則第47条第9号（又は規則第139条）から第11号までに掲げる取引及び同条第13号から第15号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引により生じた売却（損）益及び為替差（損）益の額

\_\_\_ 洗い替え低価法を採用している場合において、期首に計算する価格変動準備金対象資産に係る評価損戻益の額

(3) 法第115条第1項ただし書に基づく認可の申請を受けた場合は、以下のいずれかに該当するかどうかに留意する。

（略）

規則第65条第3号に掲げる資産のうち、翌期から評価方法を原価法に変更し対象資産から除くこととする資産に係る積立相当額

~ （略）

物取引、同156条の3第1項に規定する信用取引及び規則第47条第9号（又は規則第139条）から第12号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引（金利関連の金融派生商品取引を除く。）により生じた売却（損）益、評価（損）益及び為替差（損）益の額

\_\_\_ （削除）

\_\_\_ 信託設定時に計上される退職給付信託設定益（損）の額

(3) 法第115条第1項ただし書に基づく認可の申請を受けた場合は、以下のいずれかに該当するかどうかに留意する。

（略）

規則第65条第3号に掲げる資産のうち、翌期より満期保有目的債券に区分することにより、対象資産から除くこととする資産に係る積立相当額

~ （略）